

# 役員等報酬に関する規程

社会福祉法人 ウォームハート

## 役員等報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウォームハート定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (報酬の支給)

第3条 支給対象者の区分、支給基準について以下のとおりとする。報酬は、役員等が職務を遂行するための対価として、常勤役員（役職指定含む。）は月額により、それ以外の役員は理事会・評議員会への出席、又は、法人及び施設の業務に関わった場合等にその都度定額を支払うものとする。

役員等	対象者区分	支給基準	個人別上限額
理事	常勤理事長	年俸制（月割支給）	年額 500 万円
	非常勤理事長	年俸制（月割支給）	年額 180 万円
	常務理事	年俸制（月割支給）	年額 400 万円
	職員兼常務理事	役員報酬（毎月支給）	月額 5 万円
	上記以外	役員報酬（会議等出席の都度）	1回 2 万円
監事		役員報酬（会議等出席の都度）	1回 2 万円
評議員		評議員報酬（会議等出席の都度）	1回 2 万円

2 報酬総額についてはつぎのとおり上限枠を設ける。理事長及び常務理事の報酬月額並びに役員等の報酬の額は、次の表に定める金額とする。

役員等	年間支給限度額
理事	700 万円
監事	50 万円
評議員	180 万円

3 実際支給額の変更は、定時評議員会において決定する。

### (外部委員等の費用弁償)

第4条 評議員選任・解任委員会の外部委員等が出席したときは、次のとおり費用弁償を支払うことができる。

外部委員等費用弁償	1回 10,000 円
-----------	-------------

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	報酬 (日額)	宿泊費 (日額)	そ の 他
実 費	8,000 円 (県外) 6,000 円 (県内)	13,000 円 (県外) 10,000 円 (県内)	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支給日)

第7条 役員報酬の支給日は、当月分を次月の10日に指定する口座へ振り込むものとする。ただし、その日が休日、日曜日、または土曜日に当たるときは、その日前においてその日にもっとも近い日を支給日とする。

(規程の変更)

第8条 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。